

# NPO法人 日本ネイリスト協会

## JNA 認定ネイルサロン規程

### 第1条 目的

NPO 法人日本ネイリスト協会（以下、協会）は、JNA 認定ネイルサロン制度を定め、ネイルサービスが健全に発展し、広く社会に認知されるための環境を整備する。本規程に提示した認定条件を満たしたサロンを、「JNA 認定ネイルサロン」として登録する。この制度の普及によって、ネイルサロン運営の適正化と健全化が促進され、お客様が安全で安心なネイルサロンを選ぶための指標となることを目的とする。

### 第2条 定義

本規程において、次のように用語の意義を定める。

「ネイルサロン」とは、ネイルケア（爪の手入れ）、ネイルイクステンション（爪の造形）、ネイルリペア（爪の修理・補強）、ネイルアート（爪の装飾）等の爪に係る施術を行うために設けられた施設をいう。

### 第3条 JNA 認定ネイルサロンの申請基準

JNA 認定ネイルサロンの登録を申請するものは次の要件をすべて満たしていなければならない

1. 開設者（ネイルサロンを運営する事業者）もしくは代表者が協会正会員（法人または個人）であることとし、以下のいずれかに該当すること。
  - （1）開設者が法人で協会法人正会員である
  - （2）開設者が個人で協会個人正会員である
  - （3）開設者が法人で協会法人正会員ではないが、代表者が協会個人正会員である
2. 協会が定めた「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を遵守していること。
3. 次に示す管理者ならびに責任者を定めること。同一者が兼任してもよい。
  - （1）衛生管理責任者  
「JNA 認定・ネイルサロン衛生管理士」資格を有する者を1店舗に1名定めること。
  - （2）技術管理者  
以下に定める、いずれかの技術管理者を1店舗に1名定めること。
    - ①協会認定講師資格を有する者。ただし、開設者が複数サロンを経営している場合

は、最大 10 店舗まで同一者が技術管理を行うことができるものとする。

②ネイリスト技能検定・1 級と JNA ジェルネイル技能検定・初級を取得している者で、協会が定める技術管理者講習を修了した者。1 名につき 1 店舗のみ技術管理を行うことが出来るものとする。

(3) 技術責任者

前項①の場合、技術管理者が 2 店舗以上を管理する場合には、ネイリスト技能検定試験 1 級取得者を技術責任者として 1 店舗に 1 名定めること。

4. ネイル施術に関する業務において関連する法令を遵守すること。
  - (1) 医師法、薬事法等の人の身体に直接触れる職業に関する法律
  - (2) 特定商取引法等の消費者の保護に関する法律
  - (3) 個人情報の保護に関する法律
  - (4) その他の法令
5. 賠償責任保険に加入していること。補償内容は協会が推奨する条件に適合しているものとする。

#### 第 4 条 認定の拒否事由

前条の規定にかかわらず、申請者が次のいずれかに該当する場合は、協会は認定を拒否する場合がある。

1. 認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日から 5 年を経過しないもの
2. 反社会的勢力がその事業活動に大きく影響を及ぼしているもの
3. その他、協会が不相当と認めたもの

#### 第 5 条 申請から登録について

1. JNA 認定ネイルサロンの登録を申請する場合は、次の書類を協会に提出しなければならない。
  - (1) JNA 認定ネイルサロン認定登録申請書（初回の申請時のみ）
  - (2) 第 3 条 1 (3) に該当する場合、法人の登記簿謄本（発行より 3 ヶ月以内のもの。初回の申請時のみ）
  - (3) 店舗登録申請書（1 店舗につき 1 枚。登録を希望するすべての店舗分）
  - (4) 店舗に関する概要報告書（1 店舗につき 1 枚。登録を希望するすべての店舗分）
  - (5) メニューリスト
  - (6) 店舗の図面
  - (7) 店舗の施設・設備の状況がわかる写真なお、書類は不着等による事故を防ぐため、適切な方法で提出すること。
2. 認定料および年間登録料については次のように定める。詳細は別表の通りとする。

- (1) 認定料は 30,000 円とする。
- (2) 年間登録料は毎年納入するものとする。
  - ア. 1 店舗目の年間登録料は 10,000 円とする。
  - イ. 2 店舗目以降の年間登録料は各々 5,000 円とする。
- (3) 認定料および年間登録料は、如何なる事由があっても返還しないものとする。

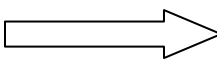
< 認定料および年間登録料 >

認定料	¥ 30,000- (初回の認定登録時のみ)		※初回の登録時のみ認定料がかかる (2 回目以降は不要) ※フランチャイズ経営等の系列店でも経営母体が異なる場合は認定料を別途納入する。
年間登録料 (1月1日～12月末日)	1 店舗目	¥ 10,000-	※経営母体が複数の店舗の登録を行う場合には、2 店舗目以降の登録料は一律 ¥ 5,000- となる。 (2 店舗目以降の登録には認定料はかからない) ※初年度は、登録の時期に関わらず直近の 1 2 月末日までを期限とし登録料の減免は行わない。
	2 店舗目 以降	¥ 5,000-	

※複数の店舗が登録されている場合、協会からの諸連絡は経営母体に対して一括で行うものとする。

- 3. 協会は JNA 認定ネイルサロンの申請に対して、次のように審査を行い認定および登録を行う。
  - (1) 審査はサロン委員会が定める認定審査委員および事務局が行う。
  - (2) 初回の認定および登録は、原則として年 4 回実施する。申請から認定および登録までの期間に関する詳細は別表の通りとする。

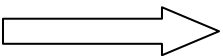
< 初回の認定および登録について >

申請期間	書類審査		納入期限	登録日	登録の有効期限
8 月 1 日～ 10 月 31 日	11 月	適正と認められた場合は、認定料と年間登録料を納入する	12 月中旬	1 月 1 日	12 月 31 日
11 月 1 日～ 1 月 31 日	2 月		3 月中旬	4 月 1 日	
2 月 1 日～ 4 月 30 日	5 月		6 月中旬	7 月 1 日	
5 月 1 日～ 7 月 31 日	8 月		9 月中旬	10 月 1 日	

※審査の結果、不適切と判断された場合は、その事由を明確に伝え改善を促す。

- (3) 2回目以降の登録は、原則として毎月実施する。申請から登録までの期間に関する詳細は別表の通りとする。

<2回目以降の登録について>

申請期間	書類審査		納入期限	登録日	登録の有効期限
毎月1日 ～ 末日	申請の 翌月	適正と認められた 場合は、年間登録 料のみ納入する	申請の 翌月下旬	申請の 翌々月 1日	申請年の 12月31日

※審査の結果、不適切と判断された場合は、その事由を明確に伝え改善を促す。

- (4) 審査の結果、適正と認められた場合は、定められた期限内に認定料および年間登録料を納入することにより登録手続きが完了する。
- (5) 認定および登録の審査結果については、申請者にその旨を通知すると共に、理事会に報告する。

## 第6条 JNA 認定ネイルサロンの特典

登録を受けたサロンは、次のような特典を受けることができる。

1. 認定ステッカーおよび認定証が交付される。
2. 協会が主催するネイルサロン対象のセミナーへの優遇措置。
3. 協会が推奨するネイルサロン賠償補償制度の団体制度における優遇が適用される。
4. 協会ホームページおよびポータルサイト「[nail.jp](http://nail.jp)」へ『JNA 認定ネイルサロン』としてサロン名および店舗情報が掲載される。
5. JNA 認定ネイルサロンの価値を高めるために、協会はさまざまな告知および訴求活動を行う。
6. 消費者トラブルやクレーム等への対応について、一案件の初回の相談に限り、協会を通じて協会顧問弁護士が応じる。(引き続きの相談等については、別途費用が発生する場合もある。)

## 第7条 JNA 認定ネイルサロンの役割

1. 登録を受けたサロンは、JNA 認定ネイルサロンであることを次のような方法で店舗内外に示し制度の普及に努めること。
  - (1) 認定ステッカーを見やすい場所に貼付する。
  - (2) サロンのホームページに JNA 認定ネイルサロンマーク (ロゴ) を掲載し、協会ホームページにリンクを張る。認定マークの著作権の所属ならびに使用規程については細則に別途定める。
  - (3) JNA 認定ネイルサロンであることを、パンフレット等の販促物、広告等に明確に記載する。

2. 協会が主催する「ネイル月間キャンペーン」に必ず参加することとし、その他の催事等にも積極的に協力すること。

## 第8条 JNA 認定ネイルサロン運営の責務

JNA 認定ネイルサロンは安全で安心なネイルサービスを提供するために、常に適正な運営を心がけなくてはならない。万が一サロン内で様々なトラブルやクレーム等が発生した場合は、サロンの責任と負担において適切な対処を行いこれを解決するものとする。協会は必要に応じて相談や弁護士紹介等の要請に応えるものとする。

## 第9条 登録の更新および内容の変更

1. 登録の有効期限が終了する1ヶ月前（11月末日）までに更新を行うこと。
  - (1) 年間登録料を納入する。
  - (2) 「現況報告書」を提出する。
2. 登録している内容に変更が生じた場合は、速やかに協会に「変更届」を提出すること。
3. 変更によって第2条3項の要件を満たすことが出来ない場合は「猶予願い」を提出し、是正に努めること。なお猶予期間は6ヶ月間とする。
4. 更新を希望しない場合については、第10条1項に示す手続きを11月末日までに行うこと。

## 第10条 登録の取り消しおよび閉店について

1. JNA 認定ネイルサロンの登録を取り消したい場合（更新を希望しない場合を含む）は、「登録取り消し届」に次の事項を記載し、協会に提出すること。
  - (1) 開設者名
  - (2) 該当するサロン名、所在地
  - (3) 登録取り消しの予定年月日
  - (4) 登録取り消しの理由
2. 登録されたサロンを閉店する場合は、「閉店届」に次の事項を記載し、協会に提出すること。
  - (1) 開設者名
  - (2) 該当するサロン名、所在地
  - (3) 閉店の予定年月日

## 第11条 権利の停止、登録の抹消

1. 次のいずれかに該当するときは、JNA 認定ネイルサロンの権利を停止するか、また

は登録を抹消されることがある。

- (1) 第3条3項に定めた要件を満たすことができず、また相当期間を過ぎても是正することができないとき。
  - (2) 関連する法律、および本規程等に違反し、是正勧告に応じないとき。
  - (3) サロン側の明らかな故意または過失により、お客様に重大な経済的あるいは身体的危害を生じさせたとき。
  - (4) 協会の名誉ならびに信用を著しく失墜させたとき。
  - (5) 第9条1項に定めた更新手続きが行われず、期限より3ヶ月を経過した場合。  
(年間登録料の未納・現況報告書の未提出)
  - (6) 差押、仮差押、仮処分命令、競売の申し立てを受けたとき。
  - (7) 破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、もしくは特別清算の申し立てがあったとき。
  - (8) 監督官庁から行政処分を受け、または営業を停止したとき。
  - (9) 自己振出もしくは自己引受の手形、または自己振出の小切手が不渡処分となったとき。
  - (10) 資産、信用、支払能力に重大な変更を生じたとき。
  - (11) 本規程に違反し、1週間の猶予の後違反行為が是正されない場合。
  - (12) その他の理由で、理事会が権利の停止又は登録の抹消措置を妥当であると決議したとき。
2. 登録を抹消されたサロンが再度 JNA 認定ネイルサロンの登録を希望する場合は、新たに申請手続きを行わなければならない。

## 第12条 その他

その他、本規程の改定ならびに本規程に該当しない事項については、サロン委員会からの上申により、理事会にて討議し定めるものとする。

### 附 則

本規程は、平成22年10月1日より施行する。

(改定)

平成23年8月1日 施行

NPO 法人 日本ネイリスト協会

JNA 認定ネイルサロン規程 細則

**第1条 認定マークの著作権の帰属ならびに使用規程について**

- (1) 『認定マーク』の著作権、使用権は協会が所有する。
- (2) 『認定マーク』の使用範囲は、サロン内表示、看板、広告（媒体は不問）とし、これら以外に使用する際は、事前に協会の許可を得るものとする。

－以上－